

木津川市国民健康保険運営協議会

会 議 名	令和2年度第4回木津川市国民健康保険運営協議会（書面開催）		
通 知 日	令和3年3月25日(木) 通知 令和3年3月31日(水) 決議	場 所	書面開催
出 席 者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (被保険者代表)	■大西寛美 委員、■藤井千賀 委員、■尾崎田鶴 委員 ■林 直 委員、■村上恵子 委員、■大村元昭 委員
		2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	■飯田泰啓 委員、■兎本明夫 委員、■若菜和雄 委員 ■木村英城 委員、■藤原慶輔 委員、■川田雅彦 委員
		3号委員 (公益代表)	■福井博敏 委員、■久保恭子 委員、■堀 英延 委員 ■福井康裕 委員、■武田博利 委員、■三浦孝啓 委員
審 議 結 果 要 旨	<p>1. 通知内容・・・添付のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面開催について</li> <li>・資料</li> </ul> <p>2. 審議結果</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免について（全員承認）</p> <p>※ いただいたご意見等については、別紙「意見集計表」のとおり</p>		

令和3年3月25日

木津川市国民健康保険運営協議会委員 各位

木津川市国民健康保険運営協議会  
会長 福井 博敏

木津川市国民健康保険運営協議会の書面開催について

春暖の候 委員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年3月25日付け3木国第170号で木津川市長から「新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免の対応について」として、木津川市国民健康保険運営協議会での審議が求められています。

つきましては、現在における新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、協議会の開催に代え、書面による開催とさせていただきますので、別紙により令和3年3月31日(水)までに事務局まで返信いただきますようお願いいたします。

記

議 事 新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者等に係る  
保険税の減免について

※ ご不明点等ございましたら、以下の事務局までお願いいたします。

【事務局】

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

木津川市市民部国保年金課 担当：藤澤・浅田

TEL 0774-75-1214 (直通)・0774-72-0501 (代表)

FAX 0774-75-2083

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者等に係る  
保険税の減免について

ご芳名（委員名）\_\_\_\_\_

・承認する

・承認しない ※○をつけてください。

・ご意見等ございましたら、ご記入ください

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免について

市民部国保年金課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国民健康保険税について、国基準に基づき令和3年度も引続き減免する（前年度に比べ国財政措置悪化 ⇒ 基金繰入で補填し対応（国に財源措置の強化を要望））

## 1 保険税減免基準（現状：国からの詳細な基準を示した通知は未着）

※基本的に令和2年度と同じ基準に基づき減免（裏面（前年度ちらし）のとおり）

## 2 令和2年度との変更点

財源面を中心に、実施には課題があるものの、令和2年度との公平性や被保険者の生活等を踏まえれば、国指針に基づく実施が必要

### ①減税対象となる保険税

令和2年度：令和2年2月から令和3年3月末日までに納期限があるもの



（一部、令和元年度賦課分を含む）

令和3年度：令和3年4月から令和4年3月末日までに納期限があるもの

### ②財源

令和2年度（現年度分）：10/10



[国庫] 災害等臨時特例補助金 6/10

[ 府 ] 特別交付金（特別調整交付金分）4/10

令和3年度（現年度分）：2/10（見込）

[ 府 ] 特別交付金（特別調整交付金分）2/10

### 【課題】補助金等減少に伴う財源確保

⇒ （案）国民健康保険特別会計財政調整基金により財源を補填

※ 並行して、国に対して財源措置強化を要望

※ 宇治市以南の府内市及び精華町も、現時点で実施の方向

## 3 令和2年度の減免状況

令和2年度 現年度分 145件 27,913,000円を減免（3月10日現在）  
（過年度分 95件 4,391,700円）

令和3年度 令和2年度申請者の再申請の場合、減免額は減少見込み  
1月以降の緊急事態宣言により、新たな対象者もある見込み

## 【主な意見と市の見解】

### ① 国に対し財政支援を強く求めること

(市の見解)

本市から国に対し、

- (1) 令和3年度の保険税減免制度が示される前には、感染状況を踏まえ、令和2年度と同様に国からの財政支援の基、保険税減免制度の継続を要望
- (2) 令和3年度の保険税減免制度が示された後には、被保険者の所得に占める保険税の負担割合が大きくなっていること等を踏まえ、令和2年度と同様に国において減免額全額の財政支援がなされるよう要望

### ② 令和2年度と比較して国からの財政支援が減少する場合は、市の財政が逼迫しないように、また保険税率を引き上げなくても対応できるように、市独自基準での減免も検討のこと

(市の見解)

現在示される保険税減免に対する国の財政支援は、市における減免額の2割を支援するものにて、市独自に減免額を減少させますと、国からの財政支援も減少します。本市では基金を活用し、保険税率を引き上げることなく対応したいと考えます。なお本市要望等を基に、現時点においては、府でも財政支援が検討されています。

### ③ 令和3年中の収入と令和2年の収入を比べ、3割以上の収入減少が見込まれる方が、本減免の対象となることであるが、令和2年は既にコロナ禍にあり、収入が減少しているので、コロナ禍以前の収入と比較し減免する方が、令和2年度の減免制度と比較しても公平と考える。

(市の見解)

保険税は前年の所得に応じ賦課されますので、令和2年中の収入が減少した方は、その減少した収入を基に令和3年度の保険税額自体が減少します。

また本減免制度は、保険税が前年の所得に応じ賦課されることから、前年と比較して収入が大幅に減少した場合、困難となる保険税納付を救済するためのものとなっています。

なおコロナ禍以前の収入と比較して減免を行いますと、コロナを理由とせず、そもそも収入は少ないが減免を受けられない方との公平性の点で問題が生じます（参議院厚生労働委員会 田村大臣答弁要旨）。

### ④ 重篤な傷病の基準は

(市の見解)

厚生労働省は、重篤な傷病の基準として、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重く、長期の治療を必要とする場合等と示しています。

本市においては、申請内容を踏まえ、必要に応じ、府等に確認の上で減免します。

### ⑤ 本減免措置について、令和3年度の事業計画にも示すべきではないか

(市の見解)

本市からは、令和3年度事業計画策定前から、国に対し、令和2年度と同様の財政支援の基での保険税減免制度の継続を要望してきました。

なお本件については、事業計画ではなく、議事事項としてご説明させていただき、実施すべきものと考えています。